

令和4年3月

# 第3回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

## 令和4年第3回和光市教育委員会定例会日程

令和4年3月24日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

- (1) 議案第5号 令和4年度和光市教育行政アクションプランを定めることについて
- (2) 議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

日程第4 協議・報告事項

- (1) 令和4年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動について（非公開）
- (2) 入学式お祝いのことばについて
- (3) 和光市社会教育委員会議答申について
- (4) 第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱の制定について
- (5) 第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の制定について
- (6) 和光市スポーツ少年団本部補助金交付要綱の制定について
- (7) 和光市体育協会補助金交付要綱の改正について

日程第5 その他（教育委員諸報告・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	大久保 昭 男
教育長職務代理者	山 田 実
委 員	山 下 玲 子
委 員	村 中 秀 人
委 員	牧 江利子

---

欠席委員（なし）

---

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	寄 口 昌 宏
〃 次長兼学校教育課長	佐 藤 真 二
〃 生涯学習課長	茂 呂 あかね
〃 スポーツ青少年課長	高 橋 契 将
〃 教育総務課課長補佐	結 城 幸 子

---

傍聴人（なし）

開会 午後 1時30分

○大久保教育長 それでは、開会に当たり御挨拶申し上げます。

関東地方の桜の開花も始まっております。本格的な春の訪れとなってまいりました。

さて、3月21日には、まん延防止等重点地区の適用も全て解除となっているわけですが、いまだ収束の気配もない状況ですので、本格的な行楽シーズンの到来によって、また感染が拡大しないことを願うのみであります。令和3年度も残り僅かとなって、学校においては中学校が15日、小学校は23日、昨日ですね、できる限り簡素化を図って卒業証書授与式が行われました。卒業式というのは、卒業生にはこの1年間の様々な出来事や経験をしっかりと踏まえて、次へのステップに役立てていただきたいと思っております。

それでは、これより令和4年第3回和光市教育委員会を開会いたします。

次第に従って進行していきます。

---

#### ◎会議録署名委員の指名について

○大久保教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、署名委員を村中委員さんをお願いします。

---

#### ◎教育長の報告

○大久保教育長 それでは、日程第2、教育長の報告です。お手元に配付の資料1について報告いたします。

1日、定例校長会議です。

4日、ランドセルカバー贈呈式がございました。これは朝霞地区交通安全協会から毎年、新入生に贈られるものであります。その後、初任者研修公開授業、広沢小と第三中で行いました。それから、新型コロナウイルス対策本部会議に出席いたしました。

7日から11日まで、定例市議会の一般質問がございました。11日には一般教職員内示資料の受領を行いました。

14日、社会教育委員会議を開催しました。

15日、中学校卒業証書授与式。学校給食協会議案の事前説明会、新採用教職員に係る意向聴取を行いました。

16日、学校給食協会人事異動の内示を行いました。

17日、定例市議会、委員長報告、討論、採決、閉会。なお、市議会関係については、後ほど寄口教育部長から報告をさせます。それから、市職員の人事異動内示がございました。

18日、転入教職員の教育長面接を行いました。

19日、和光おもてなし隊の集いに参加をしました。

22日、学校給食協会理事会、転入教職員の教育長面接、その後、和光市消防署の署長さんが異動ということで御挨拶に来室されました。それから、和光市環境づくり市民会議懇談会に出席をしました。

23日、小学校の卒業証書授与式。第三小学校の地権者説明を行いました。

24日、管理職内示資料受領を先ほど行いました。現在、定例の教育委員会です。この後、和光市教育委員会の表彰式が予定されております。

明日、25日ですけれども、1年生に防犯ブザーの提供がございます。トラック協会からです。それから、各学校からの校務報告を受けます。

26日、これは第三小学校の施設改善作業を予定しております。

28日、管理職等の転入者面接を行います。

29日は、南部教育事務所等の訪問を予定しております。

30日、学校給食協会の評議員会を予定しております。

31日、学校給食協会退職辞令の交付式、職員辞令交付式、市内転補者・臨任・新採用職員辞令受領、県費退職者辞令受領を予定しております。

以上です。

特に日程2についてはよろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○山田委員 29日の第三小学校施設改善というのは、どんなことを。

○大久保教育長 1年生を迎えるのに、水場があまりに汚いので、ちょっと我々で、ペンキ塗りを三小の関係者が集まって一緒にします。

○山田委員 分かりました。

---

#### ◎付議案件

○大久保教育長 次に移りたいと思います。

日程第3、付議案件ですが、本日の御審議をいただく案件は、まず議案第5号 令和4年度和光市教育行政アクションプランを定めることについて、これは資料2ですね。それから、議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて、資料3です。この2件になりますので、よろしく御審議をお願いします。

それでは、初めに、議案第5号 令和4年度和光市教育行政アクションプランを定めることについてを議題として、教育総務課より説明をお願いします。

○結城課長補佐 前回の定例教育委員会で御協議いただきました、令和4年度和光市教育行政アクションプランを今回議案として上程しておりますが、前回からさらに変更したい箇所がありますので、担当課長から説明させていただきます。

○大久保教育長 では関係課のほうから。生涯学習課、お願いします。

○茂呂課長 14ページ、基本施策8、生涯学習の振興を御覧ください。令和4年度の指標の目標の生涯学習指導者活動件数につきましては、前回の説明におきまして、当初の実績が11件となっておりますが、令和3年度の実績が14件に変更となりましたことから、目標の件数につきましても、当初の15件から20件に修正をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○大久保教育長 件数の変更ですね。

○茂呂課長 はい。

○大久保教育長 ではスポーツ青少年課をお願いします。

○高橋課長 スポーツ青少年課からは16ページ下段、施策6、体育団体の役員の後継者の養成をご覧ください。現在、和光市体育協会には12種類のスポーツ団体とスポーツ少年団の5団体が加盟しております。市内スポーツ施設を利用している競技種目を確認しますと、体育館で37種、ほかの体育施設で12種、プールが1種で、50種類余りのスポーツが市内で活動しております。全国規模で申しますと200余りのスポーツがあると伺っておりますが、時代とともにスポーツの種類が多彩になってきていることから、今後におけるスポーツを推進するに当たっては、柔軟な対応をすることが必要と考えております。これらを踏まえて(1)「各種スポーツ団体への支援」を加筆させていただきました。

以上でございます。

○大久保教育長 加筆ということですね。

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いします。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 御質問等がなければ、質疑を終了とします。

採決します。

議案第5号 令和4年度和光市教育行政アクションプランを定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号 令和4年度和光市教育行政アクションプランを定めることについては原案のとおり承認されました。

次に進みます。

議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについてを議題として、生涯学習課から説明をお願いします。

○茂呂課長 それでは、資料の3を御覧ください。

議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて御説明をいたします。

まず、和光市公民館設置及び管理条例施行規則は、公民館の管理運営について定められており、和光市立学校施設の開放に関する規則は、市民の生涯学習活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で教育委員会が所管する学校施設を市民に開放し、もって社会教育の振興を図ることを目的に定められた規則であり、現在、対象となる学校施設は下新倉小学校内にある特別教室、こちらは会議室、音楽室、図工室、家庭科室となっております。公民館の利用に当たりましては、和光市公民館設置及び管理条例施行規則第5条第1項に基づきまして、あらかじめ5名以上の団体を構成し、団体登録を行わなくては使用できませんが、同条第2項におきまして、コミュニティセンター及び地域センター登録団体につきましては、公民館の団体登録がなくても使用できることとなっております。

また、学校施設の開放につきましても、和光市立学校施設の開放に関する規則第4条

第3項に基づきまして、学校施設の団体登録がなくても、コミュニティセンター及び地域センター登録団体につきましては、使用ができることとなっております。

このたび、吹上コミュニティセンターと城山地域センターが廃止となり、新たに白子吹上コミュニティセンターが新設されることに伴いまして、和光市コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則と和光市地域センター設置及び管理条例施行規則の改正が行われることから、関係規則の改正を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、こちら資料3の1枚目の部分、第5条、改正前、改正後を御覧ください。こちらのコミュニティという文字が、コミュニティの「ユ」が小さい「ュ」の表記であるものが、改正前の部分でコミュニティという大きい片仮名となっていたことによる改正や、また条の変更による改正という形になります。

以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○大久保教育長 ありがとうございます。文言訂正と条文の改正ということですね。

はい、どうぞ。

○山田委員 昔は、こういう呼び方をしていたんですか、昭和は。

○高橋課長 あのコミュニティですとか、もつてですとか、小さい「っ」とか、そういうのは大文字で残っていることがあるようです。

○寄口部長 下はちゃんと小さい「ユ」になっていますから。

○大久保教育長 ご質問は、特によろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、特に御質問がなければ、質疑を終了させていただきます。

採決します。

議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについては、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○大久保教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第6号 和光市公民館設置及び管理条例施行規則及び和光市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を定めることについては原案のとおり承認されました。

以上で、本日予定された議案は議了いたしました。ありがとうございました。



## ◎協議・報告事項

### ○大久保教育長 次に進みます。

日程第4、協議・報告事項に進みます。

本日の協議・報告事項は、1つ目が、令和4年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動について、それから2点目が、入学式のお祝いのことばについて、3点目が、和光市社会教育委員会議答申について、4点目が、第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱の制定について、5点目が、第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱の制定について、第6が、和光市スポーツ少年団本部補助金交付要綱の制定について、第7が、和光市体育協会補助金交付要綱の改正についての7件になります。

協議・報告に入る前に、令和4年度和光市立小・中学校一般教職員人事異動については、人事に関することですので非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

### ○大久保教育長 ありがとうございます。それでは、各課より順次説明をお願いします。

初めに、入学式のお祝いのことばについて、学校教育課から。

### ○佐藤課長 では、入学式のお祝いのことばについて説明をいたします。

令和4年度の入学式については、4月8日、小学校は午前、中学校は午後を実施しますが、今回もコロナの感染拡大防止のため縮小してということで行わせていただきます。具体的には、参列は新入生及び教職員、保護者1名、来賓、在校生はなし、時間は短縮で三、四十分程度ということでお願いしております。市長、教育委員会のお祝いのことばも印刷の配付で、国歌は音楽のみということで、歌も今回は自粛をお願いしております。

例年、教育委員会としてお祝いのことばを届け、それが式の中で読まれますが、印刷配付となります。内容につきまして、昨年に倣った内容ですので、改めてお読みはしませんが、小・中学校に事前に届けて、校長の祝辞と重ならないように配慮をします。

今回、山田委員さんのほうから事前に配付させていただいた中で、小学校のほうで、「しっかりと並んで歩き、交通事故に十分気をつけて、元気に登校してください」とあるけれども、下校時がないので、保護者の皆さんに向けてのお願いを入れたらどうかという御意見をいただきましたので、その部分につきましては、保護者の皆さんへの説明のところに、最後の「学校との連携を大切にし、お子さんの成長を共に支え合い」の

後に、「安心・安全に登下校や学校生活を送れるよう、地域での見守りをお願いします」という文言を加えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そのほかの部分につきまして何かございましたら、御意見いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○大久保教育長 学校教育課からの説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に、和光市社会教育委員会議の答申について、生涯学習課  
お願いします。

○茂呂課長 それでは、資料5を御覧ください。

令和4年3月14日、和光市社会教育委員会議より答申書と答申の冊子を頂きました。  
お手元に写しを御用意してございます。御覧ください。

まず、答申の冊子のほうをお手元に御準備をお願いいたします。35ページを御覧ください。

社会教育委員会議は、令和3年7月28日に教育長より、和光市における学校・家庭・地域の連携・協働を支える社会教育の役割についての諮問を受けました。その後、専門部会を設けまして、国の社会教育施策や各種答申の動向、和光市における社会教育の現状や課題の分析、ヒアリング等の調査研究に取り組み、1月13日の第2回社会教育委員会議にて審議し、3月14日の第3回社会教育委員会議にて答申をしていただきました。

答申冊子の表紙裏に目次がございますので、御覧をいただけたらと思います。

まず、第1章では、和光市における社会教育の現状と課題について、社会教育委員会議、公民館、図書館、生涯学習課事業、スポーツ・青少年事業、地域活動団体・市民活動団体、学校・家庭・地域の連携・協働、家庭教育支援について整理をしていただくとともに、その下の第2章では、第1章を踏まえまして具体的な提言をいただいております。

続きまして、10ページを御覧ください。

10ページの中ほどになります。この四角で囲われた部分の3行上の部分にございますように、答申の取りまとめに当たりましては、「学びを通してよりよい社会を形成す

る」という社会教育の本来的な役割に立ち返り、「和光市における社会教育の役割」を、この四角の中になります、(1) 和光市の社会全体をフィールドとした社会教育(2) つながっていく社会教育、(3) 家庭教育を支える社会教育、(4) 「攻め」の社会教育、この4点にまとめていただきまして、12ページの中段から下の①から③にございますように、その役割を具体的に実現させていく際の3つのポイントを、①持続可能な組織、継続的な仕組みづくり、②多様な主体との情報の共有と連携・協働、③学びと活動の好循環を生み出すと設定をしていただきました。

隣の13ページの第2節からは、和光市教育振興基本計画の基本理念である将来にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生を支援する教育の実現に向け、具体的な提言をいただいております。特に、社会教育委員会議、公民館、生涯学習課事業につきましては、喫緊の事業改善が求められており、また学校・家庭・地域の連携・協働の推進につきましては、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両輪による「地域と共にある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」の推進の具体策が提言されております。

令和4年度は、この答申を踏まえ、事業に反映、事業の改善を進めることを通して、次世代を担う地域人材の育成、和光市に転入された方々との絆づくりや活用、地域人材定着のための魅力ある地域づくりとともに、市民の学びの成果を地域社会に還元する仕組みを充実し、協働を通して社会の多様なニーズに対応できる社会教育の整備を図り、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身につけることができる社会教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大久保教育長 ありがとうございます。

今説明がありましたように、去る14日に社会教育委員会議から答申が出されました。今回の答申に当たって、私のほうから諮問させていただいたのは、今の状況ですね、社会状況、特に少子高齢化、またグローバル化、こういった進展に伴う激しく変化する社会の環境の中で、地域における支え合いの希薄化、教育力の低下、あるいは家庭の孤立化などの課題が指摘されているわけです。そういった中で、学校においては、いじめ、不登校、貧困など、子供を取り巻く環境は一段と複雑化・困難化していく、そういう状況を踏まえて、教育改革地方創生の観点から、やはり社会総がかりで対応することが必要なんじゃないんだろうかという思いの中で、今回、諮問をさせていただきました。

特に内容の今説明がありましたけれども、和光市においても、各団体、機関との連携

による地域ぐるみの活動に係る地域連携や活動の広がり、これがなかなか難しいのかなと。例えば、学校運営協議会を設置しても、なかなかこれが学校止まりで、地域の様々な資源をどう活用するかというところまで広がりが行っていないと、そういう状況もあるわけですね。ですから、コミュニティスクールのより一層の活性化、そういった観点からも今回諮問をして、答申を頂きました。

内容を見ていただければ分かりますけれども、これからの和光市の社会教育の道筋になるものだと捉えることはできると思うんです。大事なことは、こういう計画、答申を頂いて計画をつくって、アクションプランといろいろあるわけけれども、きちんとした行動計画に基づいて、それを評価していかないと、何がどこまで具体的に進んでいるのかというところが見えないと思うんです。そういう意味では、1年ごとにつくられるアクションプランの中に、施策を反映していただくというのが一番大事なのかなと、そんなふうにも捉えています。

今回、本当にタイトな中で、専門部会の皆さんにはこれだけの答申の策定をしていただきました。私のほうからも感謝を申し上げてきたところであります。

それでは、今の説明について何か御質問等がありましたら。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に移りたいと思います。

次に、第2期の和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会の設置と、それからもう一つ、第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会の設置要綱、これ関連しますので両方兼ねて説明をお願いします。

○高橋課長 資料6、資料7の説明をさせていただきます。

平成23年にスポーツ基本法が制定されまして、和光市においては、平成26年度から令和4年度までの和光市スポーツ推進計画が策定されておりますが、令和3年度も、国のスポーツ基本計画が改訂予定とされており、令和4年度には埼玉県のスポート推進計画も改訂される予定となっております。和光市スポーツ推進計画においても、策定期間が令和4年度で満了となることから、埼玉県のスポート推進計画改訂と合わせて、改訂を行う予定でございます。

改訂を行うに当たりまして、スポーツ推進計画に関する情報の収集や改定内容の検討、市内スポーツ利用状況などを加味した検討を行うため、資料6に提示させていただきます。

した第2期和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会設置要綱を制定させていただき、第3条による組織をもって実行しようとするものでございます。

また、この庁内検討委員会の検討結果を国及び県のスポーツ関連計画の改定内容を照合するとともに、和光市スポーツ推進計画の素案を策定するため、資料7で提示させていただいております、第2期和光市スポーツ推進計画策定委員会を設置させていただき第3条の組織をもって実施しようとするものでございます。以上でございます。

○大久保教育長 この計画は5年間ですか。

○高橋課長 はい。

平成26年に策定したときは7年間だったのですが、国と県の策定期間が異なるということで、平成34年度（令和4年度）まで伸ばしておりますが、今後は5年ごとに更新する予定です。

○大久保教育長 5年ごとですね。

○高橋課長 はい、そのとおりでございます

○大久保教育長 スポーツ推進計画を策定するための庁内の検討委員会と策定委員会の設置要綱を定めたいということでございます。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○大久保教育長 それでは、次に進みます。

和光市スポーツ少年団本部補助金交付要綱の制定と和光市体育協会補助金交付要綱の改正について、これも関連しますので、両方一緒に御説明をお願いします。

○高橋課長 引き続き、スポーツ青少年課から説明させていただきます。

お手元の資料8と資料9になります。一括で説明させていただきます。

まず初めに、体育協会においては、昭和32年に設立され64年が経過しております。活動目的としまして、市内のスポーツ団体の連絡調整並びに体育スポーツの普及発展、市民の体力向上を図り、和光市の社会体育の発展に寄与するとされております。体育協会に対しては、自主的活動を促進し、市民の体力向上などの事業活性化を図るための支援策として、和光市体育協会補助金交付要綱を制定し、事業及び団体事務局を支援する補助金を交付してまいりました。

しかし、地方公務員法第35条の規定に、職務に専念する義務の規定がございまして、地方公共団体が成すべき責務を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されて

おります。地域で組織されている任意団体の事務や事業に従事することは、公務員として責務を果たすことから外れるため、平成26年から体育協会事務局設置支援とした事務員の人件費並びに通信運搬費等を事業補助金に加えて、団体自立を図ってまいりました。

しかし、体育協会の加盟団体でありますスポーツ少年団の事務について、スポーツ少年課内に事務局として残されたままになっておりましたことから、資料8にお示しさせていただきましたが、和光市スポーツ少年団本部補助金交付要綱を制定させていただき、令和4年度から体育協会と同様、スポーツ少年団事務局支援として実施事業並びに事務局の支援として補助金を交付して、自立支援策を図るものでございます。

次に、資料9、体育協会補助金交付要綱の改正についてご説明いたします。

補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律に基づき、補助金の交付の規定、補助金の在り方、経費の明確化など、適正化を図るよう国から通知がでております。また、地方自治法第232条の2、「補助金の交付は、公益上必要がある場合」と示されており、交付の補助金の使途が特定されるものなどの規定が入っておりますことから、多くの自治体で補助金等の交付見直しが行われております。

このたび、和光市体育協会補助金交付要綱を改正するに当たっては、和光市の補助金規定を見直しに先駆けて行う形となりますけれども、補助金等の交付見直し基準を実施した自治体の参考例を頂きまして、和光市体育協会補助金交付要綱の改正に至ったものでございます。並びに、スポーツ少年団本部補助金交付要綱についても、合わせた形で策定させていただいております。

なお、和光市においても各事業に対する補助金がありますが、その大元となります和光市補助金交付に関する規則については、令和4年度に改正の検討をする方向性が示されておりますので、今後は各種事業補助金についても見直しがされると理解しております。以上でございます。

○大久保教育長 何か御質問等ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○山田委員 最初にこれを見たときに、大分、以前より厳しい内容になっているのかなと思いました。体育協会は任意団体でよろしいんですね。

○大久保教育長 そうです。

○山田委員 それで、皆さんボランティアでやっていると思うので、何かちょっと思った

んですけれども、市の問題があつて、それに伴つて改正したのかなと思つていたんですけれども、今、説明の中で国からの方針というような中で、こういう全体的に地方自治体のほうも任意団体に対してこういうふうな要綱を変えていくという内容でよろしかったですね。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○高橋課長 今までの補助金交付要綱については、まず交付申請に当たっては事業計画書と、事業に対する予算書を提出していただき、所定の様式に記載していただいておりますので、その旨の通知となります。また、事業が終了した場合には、報告も出さなければならないというものがあつました。大切な税金を使わせていただいておりますので、これまでやってきたものを明確に表記したものでございますので、特段厳しくなっているものではございません。

○山田委員 そうですか。

○大久保教育長 基本的に、補助金団体の在り方ということをずっとこれまで検討してきました、例えば体育協会の事務をスポーツ青少年課が担うことはできないわけですね、これは地方公務員法の第35条に抵触しますので。しかし、実態的にはそういう事例が数多くあるわけですね。事務を担わざるを得ない。ここを明確にしておかないと、補助金団体というのは、あくまでも私たちはスポーツ振興策でこういうことができますよと、ですから、この経費としてこのぐらしかかりますから、補助頂ければ自分たちがやりますよというのが補助金団体の在り方なんです。また事務の肩代わりというのは、まずこれは駄目ということで、平成26年に私のほうから体育協会に申し上げて、それでは、体育館に事務所をつくりましょう、そして事務員を雇いましょうと、独自の路線で行きましょうということやってきているんだけれども、なかなかその辺がうまく回っていないんです。やはり整理しないと、いつまでもそのままだったら、何のために事務所をつくったかも本当に形骸化してしまうので、ここで整理しましょうということですね。

ですから、締めつけとか、そういうのではなくて、本来の姿、在るべき姿というのはどういうものかということを検討しながらやっていくということ御理解いただければと思います。

○山田委員 この文章自体、やっぱり役所の文章なので、「何々すること」みたいな感じ

で、ちょっと上から補助金ですという「まもってやりなさい」みたいな、そういうイメージがしますね。

それと、7条のところ、(1)で市及び和光市教育委員会の事業に積極的に協力することという、これというのは、今までに書いていなかったんですね。積極的に協力すること、実際このスポーツ少年団も体育協会も、やはり自分たちの事業を充実させるのが一番大事なところで、この市のいろいろなものに協力をしていくことによって、かなり負担になっていくことも出てくるのかなと思うんです。「協力する」という表現であれば、「協力してください」みたいな感じであれば分かるんですけども、「積極的に協力すること」と言い切るとというのが、何かこういうことをここでうたってしまうと。。

○大久保教育長 これは、法令用語なんですよ。

○高橋課長 法令規則等の表現の中で、できる規定という形が文言の最後の言葉尻になります。何々してください、お願いしますという表記になると、申合せ事項ではない形になりますので、どうしても規定における表記といたしました。「する」「できる」という形の文言になってしまいます。

○山田委員 「積極的に協力」というところですよ。

○高橋課長 また、体育協会の規約にも、第3条の目的事業というのを体育協会の規約の中に示しておりますが、体育協会の規約においては、「和光市におけるスポーツ団体の連絡調整並びに体育スポーツの健全な普及発展と、市民の体力向上を図り、もって本市の社会体育の発展に寄与することを目的とする」と定めております。そうなりますと、体育協会も既に今までも事業の中で、市民体育祭ですとか、スポーツ交流事業など、市民が利用する体育施設での事業などスポーツ支援という形でやってきていただいておりますので、こちらを明記させていただいたという形になります。

○山田委員 体育祭とか、ロードレースとか、いろいろ中心になって活躍されているんですけども、この事業というのがそういうところだけに絞られていくのか、何かいろいろな事業があるじゃないですか、例えば何かの役職として体育協会からその役員を出してくださいとか、そういうところまで、この文言は含まれているのか。

○大久保教育長 はい、どうぞ。

○高橋課長 交付要綱については、まず事業の補助金という面がございますので、あくまでも事業に対する補助になります。そうなりますと、何々事業をやりますという形であ



れば、事業の補助をするという形になりますので、補助金というのは、丸々出すわけではなくて、その事業に対する経費、または参加費等を市民から頂くとか、それからその中で運用していただくのが基本なんです、あくまでも事業に対する補助金になりますから、その会の運営は本来は自分たちだけでやらなければいけないものに対する補助金はない形なんですね。そこは御理解いただきたいんですが。委託事業でもないです。

○山田委員 会の事業には補助金は使えないという。

○高橋課長 活動運営という形の中では、組織全体を資質向上する必要がございますので、こちらは管理させていただきますけれども、基本は、事業を行うという形で、その事業に対する交付をするという形になります。

先ほど国から示されたものがあると申し上げさせていただいたんですが、国の通知のあったものについては、団体の維持・存続を目的とする経費については、本来は補助対象ではないとなっております。ただ、今まで市内での活動の中で市民の体力向上面などで行ってきた実績という面がございますので、事業補助という形の申請をしていただくという形での協議で整えたいと考えております。

また、補助金の経費の明確化というのがございまして、例えばですけれども、交際費または慶弔費、飲食費、親睦費、こういうものについては、公益性を欠くものであると示されておりますので、補助金の対象ではありませんというのを明確にさせてもらっております。過去には会員や関係者の交流や親睦を兼ねた新年会ですとか、そういうのもあったかもしれませんが、社会変格や国から示された通知、法律や規則に示されているという形で補助金を明確化しなければならないとされておりますので、規定に基づいて行わせていただきたいと思いますと考えています。

○山田委員 そこはいいんですよ、今の時代。そこはもう当然、飲食に使ったりとか、そういうのは当然だめですけどね。それに対して、使途が違っていたら返しなさいみたいなところも入ってきているわけじゃないですか。以前は、そういう文章はなかったけれども、使えないで終わっているところだと思うんです。だから、そういうのを載せるのであれば、こういう経緯で説明をされると思うんですけども、国の方針でしっかり説明をした上で、団体のほうに理解をしていただいて、要綱自体をですね、関係性を崩さないようにやっていただけたら、私が、これ以前の要綱と比べて見たときに、いきなりこれが来てしまったら、あまりいい感じはしないかなというふうに思いますので。

○高橋課長 今はコロナの関係がございまして、やらなかった事業についても返還をい

ただいている経緯がございます。ただ、今までの補助金交付要綱の中では返還という言葉は一切書いていなかったものですから、それを明確化しなければならないので、やらなかったその事業の補助金については、不用なものになるのでお返してくださいという規定を入れた部分がございます。その旨を記載させていただいているので、その部分については、過去この2年間、コロナの関係がございましたけれども、去年1月にも説明していますし、夏、秋、冬と団体と話し合いはさせていただいております。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、以上で協議・報告事項は終わりとなります。ありがとうございました。

次に、日程第5、その他、教育委員さんの報告並びに事務局報告に移ります。

初めに、教育委員さん方のほうから御報告等がありましたら。

特によろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に、事務局から順次報告をお願いします。

最初に、教育部長のほうから議会関係の報告をお願いします。

○寄口部長 3月定例会市議会の報告になります。前回にお配りしましたこの表がありますので、これをかいつまんで私のほうから口頭で報告させていただきたいと思います。

2月21日から3月17日まで開催されました令和4年度和光市議会3月定例会について報告いたします。

教育委員会からは、議案として補正予算、新年度予算の審議と一般質問の通告があり、答弁をいたしました。

議案については、まず議案第14号、これは補正ですが、小・中学校特別教室空調機設置工事、第五小学校給食室空調機増設工事について審議しました。内容につきましては、市内の小・中学校の空調機、クーラーにつきましては、普通教室には既に全教室に設置済みであります。理科室などの特別教室についてはまだ設置がされておりました。今回の予算でそれが行われることになりまして、基本的にはすべての小・中学校の全ての教室に空調機が設置されるということになるものでございます。

それから、第五小学校の給食室についても、今までちょっと規模に見合う内容の質のものでなかったもので、規模に見合う内容の空調機の増設が新規になります。

補正は以上でございます。

次に、議案第19号としまして新年度予算ですね。令和4年度一般会計予算について審議がなされましたが、全て承認されましたので御報告させていただきたいと思います。

議案についての説明は以上ですが、次に、一般質問について幾つか大まかに要旨を報告したいと思います。

まず、1日目、富澤啓二議員から、教育についてという内容の質問がされまして、働き方改革について、これにつきましては教職員の残業時間が、一般教職員については県の平均より低いという状況で答弁させていただきました。教職員の環境の改革につきましては効果がありましたので、今後も働き方改革、これを浸透させていきたいという答弁をいたしました。

また、小学校の高学年の教科担任制導入という話がございまして、令和4年度に英語、理科などについては、専科加配教員が配置されるので、効果的な活用を図りたいと答弁いたしております。

次に、赤松祐造議員と待鳥美光議員、鳥飼雅司議員から、新型コロナウイルス感染症についての発生状況、授業の遅れがあるのではないかと、PCR検査の拡充対策について質問が出されました。発生状況については、この1月、2月で56の学級閉鎖がございまして、その間、オンライン授業の有効活用や授業や行事の内容変更による対応をし、また、抗原検査キットを各学校に配付いたしまして、教職員の感染不安の払拭や濃厚接触待機期間の短縮などについて答弁いたしました。

2日目の金井伸夫議員からは、第三小学校建て替え計画について、借地を第三小学校は使っておりますので、借地割合と借地である場合の影響、それから第三小学校をあさか野農協和光支店前の東京外環道上部蓋がけ部分に移転するのはどうかという提案をいただいたんですが、これにつきましては、まず借地についてですね、現況、市が持つ土地の割合は34%でありまして、現在、借地について購入を地権者の方をお願いして検討しているんですが、今回、購入が期待できる案件を入れますと、市の割合が50%に上るということ、実際は借地であるとどういう制限があるかといいますと、建て替えの際に所有者に承諾を取らなくてはならないこと、あと現在の賃貸期間が26年残っております。建て替えますと、50年、60年使えるわけですが、そこで取りあえず土地について26年しかないということで、そこでまた問題が生じるのではないかと、そういった制約があることを説明いたしました。

また、外環蓋かけ部分へ小学校を移転したらどうだと、外環の本線上に蓋かけがあるんですけれども、その本線の上に小学校を移転という話なんですけれども、耐荷重的には実際にはクリアしているところではございますが、学校用地としては面積が少なく、変形敷地になるということ、側道の交通量も御存じのとおり、あさか野農協前ですから、和光インター出入口になりますので、交通量も多いので環境的にも思わしくないという答弁をさせていただきました。

次に、通学路の安全対策につきまして質問を受けまして、これにつきましては、令和3年7月に合同点検を実施いたしました。その結果を県に提出したところ、その効果として県と市で防護柵の設置、路面標示、歩道整備を行っていくというのが効果があるという答弁をさせていただきました。

次に、4日目、菅原満議員からは、生涯学習について質問がありまして、生涯学習と社会教育の違い、社会教育として地域課題の解決がテーマになっていること、そして一人一人が能力を発揮できる社会の実現に取り組む必要があるとの説明をいたしたところでございます。

また、熊谷二郎議員からは、就学援助の対象拡大について質問をされました。就学援助の適用基準は、生活保護適用基準の1.3倍としておりまして、基準緩和については財政状況や他市の状況を踏まえた上で検討していくと答弁いたしました。

さらに、別の質問として、教員免許の更新について問題点と、更新制度廃止の背景について質問がございました。教員免許の更新につきましては、2009年に導入以来、10年という期間が設けられておりまして、期限前に大学などで30時間の講習を受けることでクリアできるんですが、それについて職員の負担が、教職員の負担が増えたということ、それから講習を受けずに失効してしまう方がおりまして、実際、教員不足の一因になっている問題だという旨を説明いたしまして、本年7月1日以降は、講習受講手続は不要となり、新たな研修制度を自治体ごとに実施していくということで、その内容については、今後決めていくという答弁をいたしました。

以上、主立った質問と答弁について御説明をさせていただきました。

○大久保教育長 教育部長からの議会報告ですけれども、何か御質問がありましたらお受けします。はい、どうぞ。

○山田委員 2つ質問したいのですが、働き方改革で県の中で和光市のほうは、一般の教職員に対しては進んでいるということでありまして、取組としてはどういったも

のが充実しているのか。事務的な、先生方の事務的なものがたくさんあって大変だということ以前に聞いていましたけれども、その辺は改善されたのかどうか。

○佐藤課長 確かに改善されてきています。、一番大きな理由は、教職員の意識が変わってきたということだと思います。今までは、何でもやらなければいけないということでしたものを、やる必要のないものはやらないということで、その辺が大分変わってきたなという印象があります。

ただ、保護者対応、不登校の関わりなど、家庭への支援で時間がかかる部分はありますが、かなり改善されてきたなという印象を持っています。

○大久保教育長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○山田委員 それともう一つ、第三小用地のうち、市の所有が34%あるということで、地権者との話合いの中で50%までという話でしたけれども、その他、あと残りの50%というのは……

○大久保教育長 関東財務局です。

○山田委員 国有地ですか。

○大久保教育長 国有地のほうは、こちらから買いたいと言え、大体国のほうはお金があれば別に。

○山田委員 そこをクリアすれば。

○大久保教育長 今のところは話は進めていますので、徐々にいい方向には来ているかなと思います。

○山田委員 ありがとうございます。

○大久保教育長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○大久保教育長 それでは、次に、教育総務課から学校教育課、生涯学習課、スポーツ青少年課と順番にお願いします。

○結城課長補佐 教育総務課からは特にありません。

○佐藤課長 学校教育課からは、コロナの感染状況等についてございます。

3月21日をもって、まん延防止等重点措置が解除されましたが、減ってはきていますとはいえ、市内の学校は依然として感染者が確認されております。学級閉鎖の状況は、1月10学級、2月46学級、3月も34学級が閉鎖をしており、本日も3学級が閉鎖です。特に10歳未満の感染が増加しているため、小学校の閉鎖が増えていると感じて

います。この後、春休みを迎え、状況的にどうなっていくのかわかりませんが、新年度のスタートに当たっては、感染対策を徹底した対応をお願いしているところです。

部活動については、日数が週2日から4日になりましたが、練習試合や、昼食に関しては制限をしながらやっているところです。

以上です。

○大久保教育長 村中委員さん、特にコロナ関係で何か御指導いただける点がありましたらお願いします。今後どんな状況ですかね。

○村中委員 またぶり返すでしょう。当然ウイルスというのは、感染した後で、人間の反応によって多分そういうプログラムができていると思うんですけども、どんどん変異していくんです。変異のプログラムというのは、恐らくそのRNAの中に含まれていて、だからどんどん変異していく。ただ、今までのインフルエンザのウイルスに比べて、変異のサイクルがちょっと早いですね。なぜかという、感染しやすく、爆発的に感染しちゃうから、その体の中でどんどん蓄積されているうちに、どんどんいろいろと型が、新たな遺伝子が出来ちゃう状態なんでしょうね。

だから、アフリカで発生したオミクロンが、そこから入って来なくても、日本でオミクロンができると思います。だから、これから先、どんどんまた、抑えれば、そういうのも少なくなって、だんだんいつものインフルエンザぐらいな怖さとか脅威で収まるかなと思います。それで、だから予防接種というのは、やっぱりみんなやっていただきたいというのが、僕個人の意見として。

○大久保教育長 ありがとうございます。これからも感染防止対策は全く緩めることはできないなというような印象を持ちました。

はい、どうぞ。

○山田委員 今のお話なんですけれども、後遺症についてはどうなんですか。

○村中委員 よく出される、解熱剤なんですけど、熱が出たなんていって解熱する。安易に使ってはいけないと思います。

ウイルスに感染したときって、その感染に反応して人間の体が熱を出すんです。扁桃にいるウイルス、病原体が来て、それで抗原抗体反応の最初のステップが始まるわけなんですけど、そこで熱を出すシグナルを延髄の温熱中枢によって熱を上げるというようなシグナルが出るんです。その熱が上がることによって、白血球が増えたり、それから熱によってウイルスを抑え込もうという自然の反応なんですけど、解熱剤を飲むと、その温熱

中枢のセットポイントが上がらなくなって下がっちゃうわけです。そうすると、ウイルスは当然抑え込めないわけですから、解熱剤の作用というのは大体2時間ぐらいで切れるんです。そうすると、また熱が上がってくるんです、体の反応として。また解熱剤を出すでしょう。そうすると、またウイルスが喜んでどんどん、体は抑え込めないわけですから、というような作用がどんどん悪くなって脳炎を起こしたり、あるいは肺に病巣をいつまでも残すということになってしまう。

○大久保教育長 ありがとうございます。

では、次に、生涯学習課。

○茂呂課長 続きまして、生涯学習課の事業について御報告をさせていただきます。

和光市史平成版編さん業務につきましては、市史編さん委員会の皆様や編さん事業の委託先である株式会社ぎょうせい関東支社と共に取り組んでおります。令和3年度事業実績につきましては、令和2年度に実施をしたヒアリング等に基づき、大きく4章からなる各章の初稿が提出されており、和光市史編さん委員会を5回開催し、委員の皆様にご確認をいただいている状況でございます。また、編さん委員会で委員の皆様からいただいた意見を踏まえまして、事業者を主体とした編集委員会につきましても5回開催しております。

今後につきましては、写真や図の内容や位置、記載事実の確認や調査を踏まえまして、第2校正、第3校正を行い、令和5年3月に完成の予定となっております。

以上でございます。

○大久保教育長 令和5年3月に完成ということ、あと1年ですね。

では、最後に、スポーツ青少年課。

○高橋課長 1点だけ報告させていただきたいと思います。

8月の定例委員会のときに出させていただきますが、総合体育館の指定管理者について令和5年度から5か年の指定管理者を選定するため、第1回の選定委員会を開きたいという要望を出させていただきました。このたび3月22日に第1回選定委員会を開くことができまして、寄口教育部長を委員長に置きまして、庁内から中蔦企画部長、鈴木総務部長、外部のほうから体育施設の専門知識を有する者という形で、十文字学園の飯田教授、それと経営等の専門的な知識経験を有する者ということで、芝波田会計事務所の芝波田様、こちらの5名の委員において選定委員会を開きました。この委員会の中で、公募要領また任命基準のあとはスケジュールですね、今後のスケジュールについて議論

いただきまして、各委員のほうから公募要領に対するいろいろな意見をいただきましたので、現在修正中でございます。

今後、事業所の公募並びに書類の審査並びにヒアリング等をしまして、指定管理者の優先交渉権者を選定してもらいます。8月の定例委員会のほうには、ある程度決まったものを出せる予定には今なっておりますが、9月議会に向けて準備を進めてまいります。以上でございます。

○大久保教育長 ありがとうございます。

最後に、教育総務課、次回の日程についてよろしく申し上げます。

○結城課長補佐 次回の令和4年第4回定例教育委員会は、4月28日、木曜日、午後1時半から、402会議室で行います。

○大久保教育長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして令和4年第3回定例教育委員会を閉会いたします。

なお、この後、非公開の協議報告事項がございますので、関係者を除いた方には、恐縮ですが、御退席をお願いいたします。

閉会 午後 2時35分



## 第3回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員